

県内事業者に係る地球温暖化対策計画書制度の見直し案 に対する意見募集の結果について

(1) 見直しの方向性及び現状・課題について

通番	意見内容	意見に対する考え方
1	見直し(案)の内容は温対法及び省エネ法との整合性を図る方向性が計画されており、報告書提出事業者にとっては良い事と考えます。	今回の見直しにおいては、事業者による自主的な管理の促進や事業者負担の軽減等の観点から、対象事業者の規模要件、届出の様式化等について、温対法や省エネ法との整合性を図る方向で検討を行っています。
2	概要版の「3 現状および課題」において、計画書提出と温室効果ガス排出量減少に相関があるとの記載は避けるべき。 報告書の表4のデータによると、目標達成の事業所の温室効果ガス排出量削減実績が未達成事業所を上回った結果による削減。従って、捕捉率向上により必ずしも温室効果ガス排出量削減が進む論拠にはならない。	計画書提出事業所については、目標を達成した事業所も達成していない事業所もありますが、温室効果ガス排出量の合計を見ると、平均2.7%の削減となっており、全体としては温室効果ガスの排出量削減が進んでいるものと考えます。概要版については、温室効果ガス排出量の平均削減率を追記しました。

(2) 対象範囲の見直しについて

通番	意見内容	意見に対する考え方
3	計画書制度の見直しにより新しく届出対象となる事業者は、温対法・省エネ法によって既に排出量の届出をしている事業者であり、各事業者は自社の排出量を把握するとともに削減に取り組んでいる。また、届出単位も、温対法・省エネ法の改正によって、既に事業所から事業者単位に変更されていることから、届出単位の変更により、新たに排出削減の検討が容易になるメリットは発生しない。 また、事業者にとっては、温対法・省エネ法と同様の報告書を、愛知県単位(名古屋市を除く)で別途作成し、届出するメリットはなく、むしろ届出書作成に伴う負担が強いられるだけである。 以上のことを配慮した上で、温対法・省エネ法との整合を十分に図っていただきたい。具体的には、愛知県提出用に、新たに書類を作成するのではなく、温対法・省エネ法の届出書類の写しを提出するような届出方法とし、提出期限も温対法・省エネ法の届出(7月末)以降になるような制度としていただきたい。	温対法・省エネ法に基づく報告制度については、平成20年の改正により、事業所単位から事業者単位の届出となっていますので、本県条例に基づく計画書制度についても、法との整合性を図り、事業者単位の届出とすることにより、計画作成段階において負担の軽減につながるものと考えます。 計画書等の具体的な様式や提出期限についても、温対法や省エネ法との整合性を検討しつつ、規定することが適切と考えます。具体的な提出期限については、温対法や省エネ法では7月末とされており、整合を図るが適切と考えていますので、その旨追記しました。
4	温対法・省エネ法及び各自治体が定める温暖化防止条例などによる事務的な重複について、事業者側の負担が大きいと、その点の解消のための方法をご検討いただきたい。 ※事業者の負担を考慮し、愛知県下の市(政令都市を含め)がそれぞれ同じ様な報告を求めることのないよう調整を行っていただきたい。	名古屋市については、市条例において独自の計画書制度を有しているため、県条例の対象とすることは事業者へ二重の負担を課すこととなることから、県条例の対象からは除外することが望ましいと考えます。
5	対象範囲の見直しの中で、「県内(名古屋市内を除く。)において、原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl以上の事業者(フランチャイズチェーン事業者を含む。)を対象とする。」との記載があるが、事業者の事務負担の軽減のため、名古屋市内の数値を除外せずに愛知県内全体の数値を報告することだけをご対応いただきたい。	
6	報告数値については、温対法・省エネ法同様に、加盟店ごとの数値を報告するのではなく、フランチャイズチェーン全体の数値を本部が集約し報告を行うこととしていただきたい。	フランチャイズチェーン事業者は、温対法・省エネ法同様に、チェーン展開している事業者が、加盟店の分も含め、報告することが適切と考えます。

7	<p>温対法・省エネ法の中では、「特定連鎖化事業者」に関して以下の内容で定義されておりますので、本条例においても同様の定義付けをお願いしたい。</p> <p>【連鎖化事業者の定義】</p> <p>定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の①及び②の両方の事項を加盟店との約款などで満たしている事業者をいいます。</p> <p>①本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。</p> <p>②加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。</p> <p>a. 空気調和設備の機種、性能又は使用方法</p> <p>b. 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法</p> <p>c. 照明器具の機種、性能又は使用方法</p> <p>d. 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法</p>	<p>フランチャイズチェーン事業者の考え方については、温対法・省エネ法における特定連鎖化事業者の考え方と整合を図ることが適当と考えます。</p>
8	<p>温対法・省エネ法においては、自動車等の移動発生源のすべてを除外している訳ではない。自動車等の移動発生源は一例として記載されているものと考えるが、その他の条件も含めて温対法・省エネ法との整合をしっかりと取って欲しい。</p>	<p>エネルギー使用量やCO₂排出量の考え方については、自動車等の移動発生源だけでなく、事業者負担の軽減の観点から、温対法・省エネ法との整合を図っていくことが適当と考えますので、その旨追記しました。</p>
9	<p>フランチャイズチェーンの場合、数値の把握が困難であることから、報告の対象(使用エネルギーやCO₂排出量等)については温対法・省エネ法に準じていただきたい。</p>	
10	<p>事務負担の軽減を図るため、計画書・実施状況書の対象期間については各社の事業年度としていただきたい。</p>	<p>計画書等の対象期間については、温対法・省エネ法との整合を踏まえ、年度単位とすることが適当と考えます。</p>
11	<p>最近では企業の事業構築の関係で敷地及びエネルギー供給源は親会社であるが、CO₂排出量は子会社や関連会社が多いこと等があるため、報告書の考え方や作成方法を考慮してもらいたい。</p>	<p>地縁的一体性を持った複数事業者については、省エネ法の運用において、報告をまとめて行うことが許容されているケースもあることから、省エネ法等との整合を図ることが適当と考えます。</p>
12	<p>テナント等の場合、正確な数値の捕捉が困難であるため、省エネ法同様にサンプル店舗等の数値による推計での報告も可能としていただきたい。</p>	<p>テナント等のエネルギー使用量については、テナント単位で計量されていない場合が多いことから、省エネ法の運用では、合理的な手法により推計してよいこととなっておりますので、省エネ法等との整合を図ることが適当と考えます。</p>
13	<p>フランチャイズチェーン事業者に係る結果報告の範囲については、年間を通じて数値が把握可能な店舗を対象にしていきたい。例えば、期中の開店や閉店に関しては報告の対象から除外していただきたい。</p>	<p>フランチャイズチェーン事業者に係る対象範囲については、温対法・省エネ法同様、加盟店のエネルギーの使用状況に関する報告をさせられることが条件であると考えていますが、法律の運用等との整合を図ることが適当と考えます。</p>
14	<p>フランチャイズチェーン本部に対して報告を求めるとなれば、コンビニエンスストアなどの場合、CO₂排出要因が供給された電気の使用によるものがほとんどであるため、供給側である中部電力に対して、各フランチャイズチェーン本部へ電気使用量を報告するよう条例に明記していただきたい。</p>	<p>本制度におけるエネルギー使用量については、省エネ法・温対法に基づく報告で使用するエネルギー使用量を用いていただくことが適当と考えます。</p>

(3)届出情報の公表規定の見直しについて

通番	意見内容	意見に対する考え方
15	データ公表に関する詳細設計は、事業者のデータ公開リスクについて十分に配慮していただきたい。	<p>計画書等の公表を行っている事業者は全体の約3割であり、また、その手法も様々であることから、県による統一的な公表により、他の事業者や県民が利用しやすいものになると考えます。</p> <p>また、公表に当たっては、具体的対策や先進事例等について、集計・整理、情報の見せ方の工夫などを行うことや、個人情報や経営に重大な影響を与える情報について対象から除外するような制度とすることが適当と考えます。</p> <p>さらに、情報の提供方法については、事業者及び利用者双方の観点から、温対法との整合性も踏まえ、検討することが望ましいと考えます。</p>
16	<p>CSR報告書等により排出量や取り組み内容を広く公表している企業も多く、愛知県から改めて公表する必要性が不明確である。県による公表規定を設けるにあたっては、CSR報告書を公表(配布・HP掲載)している企業は除く。あるいは、CSR報告書により情報開示を代用できるような取り扱いとしていただきたい。</p> <p>事業者や県民が欲しい情報は、事業者、県民が活用できる具体的対策や先進事例等であるため、経営に重大な影響を与える情報を含めた排出量を公表する必要はなく、それらに絞った公表内容にすべきである。</p> <p>温対法においても開示請求を受けてから個別に情報を提供する制度になっており、ホームページ等に掲載して一様に開示しているものではない。繰り返しになるが、もし、県による公表規定を設けるのであれば、個人情報や経営に重大な影響を与える情報は除く配慮をしっかりとしていただきたい。</p>	
17	フランチャイズチェーン全体の情報のみを公表するというご対応いただきたい。	
18	<p>県の温暖化対策という観点からは、事業者の状況を公表することが重要なのではなく、県の支援策によりどのぐらいの削減につなげることができたのかを公表していくことが最も重要なことであると考えます。公表規定の見直しとあわせて考慮していただきたい。</p>	<p>届出情報の公表については、事業者による自主的な取組を促進するとともに、地球温暖化問題に関する県民の理解の増進を図る観点から、進めていくことが適当であると考えます。なお、県の施策や温室効果ガスの状況については従前より環境白書等により公表されているところですが、今後とも分かりやすい情報提供に努めていくことが大切と考えます。</p>

(4)届出方法の見直しについて

通番	意見内容	意見に対する考え方
19	「温対法・省エネ法」、「各自治体における地球温暖化対策計画書制度」、「容器包装リサイクル法や食品リサイクル法における定期報告」など、報告時期が重複していることや、フランチャイズチェーン本部では加盟店のエネルギー使用状況を集計するのに時間を要するため、報告の時期についてはなるべく遅い時期(9月頃まで)としていただきたい。	<p>書類の提出期限については、温対法や省エネ法では7月末とされていることとの整合性を検討しつつ規定することが適当と考えていますので、その旨追記しました。</p>
20	<p>事務の簡素化を図るため、計画書等の様式につきフランチャイズ協会作成のフォーマットを参考に作成いただくと共に、電子届出等をご検討いただきたい。当該フォーマットでの作成が困難な場合には、必須項目を限定するなど記入項目を分かりやすくしていただきたい。</p>	<p>計画書等の届出様式については、温対法や省エネ法の様式との整合性を検討しつつ、規定することが適当と考えます。具体的な様式については、ご提示のフォーマットの項目も参考にしつつ、検討すべきものと考えます。</p> <p>また、計画書等の電子届出については、事業者負担の軽減の観点から、導入することが適当と考えます。</p>

(5)その他

通番	意見内容	意見に対する考え方
21	業務部門の温室効果ガス排出量削減に向けては、昨今の節電等による温室効果ガス排出量削減を定着させる等の対策も合わせて講ずるべき。	震災以降の節電対策を省エネ対策につなげていくことも大切な取組であり、その旨追記しました。
22	温室効果ガス排出量削減達成に対するインセンティブを導入すべき。 温室効果ガス削減の実績に報いる措置があれば、計画書制度の位置付けもより明確になり、温室効果ガス排出量削減もより見込める。(例:エコポイント付与による優遇措置等)	計画書制度は、事業者の自主的な取組を促進するための制度ではありますが、事業者の取組が円滑に進むよう、行政による施策も大切と考えますので、計画書制度と行政の施策との関連について追記しました。
23	計画書提出に基づく県の施策をより明確にすべき。 「6 その他」に愛知県の実績が列記されているが、今回の見直しとの関係が明確でなく、計画書提出から温室効果ガス排出量削減への取組に対するインセンティブとして働かない。	
24	今回の見直しの具体的な内容や方法を「地球温暖化対策計画書作成の手引き」などにまとめていただき、パブコメにかけていただき、事業者の声を反映していただきたい。	今回のテーマについて、さらにパブリックコメントを実施する予定はありませんが、手引き等の具体的な内容や方法を検討する段階においても、事業者の意見も参考にしつつ、検討すべきものと考えます。
25	コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンの場合、継続的に店舗数が拡大していることから必然的にCO ₂ 排出量が増えていく可能性があるため、目標数値や削減率等を求める場合には、原単位を基に策定していただきたい。	現行の計画書制度において、目標については、温室効果ガス総排出量又は排出原単位により設定することとされており、この部分についての見直しは考えていません。